

各 位

会 社 名 藤倉コンポジット株式会社 代表者名 代表取締役社長 森田 健司 (コード番号5121 東証第1部) 問合せ先 常務取締役管理本部長 髙橋 秀剛 (TEL 03-3527-8111)

<u>自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ</u> (会社法第 165 条第 2 項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得)

当社は、2021年11月11日開催の取締役会において、下記のとおり、会社法第165条第3項の規定により 読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議いたしましたの で、お知らせいたします。

記

1. 自己株式の取得を行う理由

当社はこれまで事業面における取り組みに加えて、東証一部上場企業として株主価値に資する経営努力に努めてまいりましたが、この度、株式会社東京証券取引所の新市場区分における上場維持基準への適合状況に関する一次判定結果に関して、移行基準日時点での当社の流通株式時価総額がプライム市場の上場維持基準を充足していない旨の結果を受領しております。当社は、機関投資家を含めた多くの投資家の投資対象になりうる規模の時価総額(流動性)を持ち、より高いガバナンス水準を備え、投資家との建設的な対話を中心に据えて持続的な成長と中長期的な企業価値の向上にコミットする企業向けの市場であるプライム市場への移行を計画しており、新基準において流通株式時価総額が100億円を下回りスタンダード市場への移行となることによる流動性の減少、及びそれに伴う株主価値低下を回避するため、今般の自己株式の取得(以下「本自己株式取得」といいます。)と別途本日付の取締役会で発行を決議しております新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)の組み合わせによる今般の取り組みを実施することが望ましいと判断いたしました(本新株予約権に係る詳細については、本日付で公表いたしました「自己株式を活用した第三者割当による第1回新株予約権(行使価額修正条項付)の発行及びファシリティ契約(行使停止指定条項付)の締結に関するお知らせ」をご参照ください。)。

自己株式の取得と本新株予約権の組み合わせによる今般の取り組みは、中長期的視点に立った成長 投資に必要となる内部留保の確保と利益還元の充実をバランスよく実行し、企業価値の最大化を図る ことが株主利益に資すると考えております。

2. 取得に係る事項の内容

(1) 取得対象株式の種類	当社普通株式
(2) 取得し得る株式の総数	3,000,000 株 (上限)

	(発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合
	12. 82%)
(3) 株式の取得価額の総額	3,000,000,000円 (上限)
(4)取得期間	2021年11月18日から2021年11月22日まで
(5) 取得方法	株式会社東京証券取引所の自己株式立会外買付取引
	(ToSTNeT-3) による買付け
(6) その他	本自己株式取得に必要な一切の事項の決定は、当社代表取
	締役に一任する。

- (注) 1. 市場動向等により、一部又は全部の注文の執行が行われない可能性もあります。
 - 2. 株式会社東京証券取引所の定義に基づく非流通株主と分類される複数の当社株主から、今後、当社が上記取得方法による自己株式の取得を決定した場合は、市場動向次第でこれに応じて、当該株主らが保有する当社普通株式(合計1,889,236株)について売却する意向がある旨の連絡を受けているほか、同様に非流通株主と分類される一部の株主からもその保有する当社普通株式について売却を検討している旨の連絡を受けております。

(ご参考) 2021年11月11日時点の自己株式の保有状況

発行済株式総数(自己株式除く) 23,396,585 株 自己株式数 49,624 株

以 上